

令和 2 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書

関 市 監 査 委 員

監第54号
令和3年2月12日

関市長 尾関 健治 様

関市監査委員 林 隆 一

関市監査委員 鷺 見 勇

令和2年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年度定期監査を実施した

ので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

1	監査の対象及び範囲	1
2	監査の期間	1
3	監査の日程	2
4	監査の方法	2
5	監査の方針及び着眼点	3
6	監査の結果	4
	別 紙	
	令和2年度工事技術監査（調査）の結果について.....	8
7	監査資料	19
	別表1	
	令和2年度会計別の負担金補助及び交付金予算の執行状況総括表 ..	19
	別表2	
	令和2年度一般・特別・水道事業・下水道事業会計の負担金補助及び交付金予算の執行状況.....	19
	（1）一般会計.....	19
	（2）特別会計	23
	（3）水道事業会計	25
	（4）下水道事業会計.....	25

- (注) 1 文中及び各表の金額は、円単位で表示する。
- 2 比率(%)は、原則として小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示する。
- 3 文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
- (0.0) 該当数値はあるが単位未満のもの
- (△) 減少のもの

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び範囲

(1) 令和2年度一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の令和2年4月1日から令和2年10月31日までの間に執行された一般事務及び財務に関する事務並びに事業の管理について監査を実施した。対象事業は次のとおりである。

一般会計及び特別会計	18節	負担金補助及び交付金
水道事業会計	34節	補助金
	35節	負担金
	36節	会費負担金
下水道事業会計	31節	負担金

(以下「負担金補助等」とする。)

(2) 令和2年度において指定管理者に公の施設を管理させているもののうちから抽出して財政援助団体に対し、地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施した。対象とした施設及び指定管理者は次のとおりである。

千足体育館（スポーツ推進課所管）指定管理者：西部ふれあいのまちづくり推進委員会

田原ふれあいセンター（市民協働課所管）指定管理者：田原ふれあいのまちづくり推進委員会

桜ヶ丘ふれあいセンター（市民協働課所管）指定管理者：桜ヶ丘ふれあいのまちづくり推進委員会

洞戸老人福祉センター（高齢福祉課所管）指定管理者：関市社会福祉協議会

道の駅ラステンほらど（観光課所管）指定管理者：株式会社 ラステンほらど

(3) 令和2年度に発注した工事のうちから抽出して次の工事に対する工事技術監査を実施した。

刃物ミュージアム回廊整備事業 外構工事（観光課所管）

2 監査の期間

令和2年11月27日から令和3年1月8日まで

3 監査の日程

(1) 負担金補助等書面審査（6日間）

- 1 1月27日 水道課、下水道課
- 1 1月30日 関商工高等学校、高齢福祉課、福祉政策課
- 1 2月 1日 学校教育課、環境課、企画広報課、市民健康課、農林課
- 1 2月 2日 文化課、危機管理課、土木課、市民協働課、行政情報課、
観光課
- 1 2月 3日 生涯学習課、保険年金課、商工課、建設総務課、都市計画課
- 1 2月 4日 スポーツ推進課、議会事務局、子ども家庭課、教育総務課、
管財課、秘書課

(2) 負担金補助等現場監査（1日間）

- 1 2月18日 管財課 地区公民センター維持管理等助成金（堅仙房公民センター）、子ども家庭課 ちびっこ広場整備事業費補助金（本郷、中村ちびっこ広場）、環境課 ごみ集積場設置事業補助金（東山1丁目ごみ集積場）、市民協働課 ソーシャルビジネス支援助成金（合同会社地域と協力の向こう側）、福祉政策課 地域支え合い体制づくり事業補助金（旭ヶ丘のサロン）

(3) 財政援助団体等監査（2日間）書面審査及び現場監査

- 1 2月23日（書類審査）千疋体育館、田原ふれあいセンター、桜ヶ丘ふれあいセンター、道の駅ラステンほらど、洞戸老人福祉センター
（現場監査）田原ふれあいセンター、桜ヶ丘ふれあいセンター
- 1 2月24日（現場監査）千疋体育館、道の駅ラステンほらど

(4) 工事技術監査（1日間）

- 1月 8日 観光課（刃物ミュージアム回廊推進室）

4 監査の方法

- (1) 負担金補助等監査にあたっては、あらかじめ提出された監査資料に基づき関係職員からその事務・事業の執行状況等について聴取し、質疑を行うとともに事業箇所を抽出し、関係書類の監査を実施した。また、必要に応じ、現場監査を実施した。
- (2) 財政援助団体等監査においては、所管課からあらかじめ提出された監査資料に基づき関係職員からその事務・事業の執行状況等について聴取し、質疑を行い、必要に応じ関係書類を監査し、併せて現地にて指定管理者への質疑及び関係書類を監査した。

(3) 工事技術監査については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託して実施した。

5 監査の方針及び着眼点

本年度の監査は、次のような事項を主眼にして実施した。

【負担金補助等】

(1) 公益上の必要性、妥当性等

ア 負担金補助等の交付申請書の関係書類のうち、特に事業計画書(事業目的、事業内容)、収支予算書は適正か。また、負担金補助等の使途は適切か。

イ 長期間にわたり継続して交付されているものについて、社会情勢、諸制度、行政需要の変化等を勘案して、交付目的、効果等は現状に即しているか。また、交付基準について必要に応じ見直しが行われているか。

ウ 継続的に事業効果の検証、評価等が確実に行われているか。

(2) 負担金補助等の交付方法、時期、手続等は適正か。また、前金払又は概算払は十分に必要性及び妥当性を検討しているか。

(3) 負担金補助等は、法令等に適合し、運用基準、要綱等は整備され、算出額は合理的な交付基準により行われ、制度の目的に合致し、公正及び円滑に運用されているか。

(4) 実績報告書

ア 審査 実績報告書等に基づく負担金補助等の成果及び条件の履行、収支の会計・経理並びに決算・精算は適正か。提出書類は、要綱等に規定された書類が提出されているか。また、事業に見合った報告内容か確認が行われているか。

イ 提出時期 補助事業が完了後、実績報告書等は速やかに提出されているか。

【財政援助団体等監査】

(1) 指定に係る手続き、管理の範囲、基準、利用料金制度等について法令、条例等に基づき適正、公平に行われているか。

(2) 指定は公募又は特定者指名か、議会の議決等は適正に行われているか。

(3) 協定書の内容、締結、指定管理料の算定、支出等は、適正に行われているか。

(4) 指定管理者から、定期的な報告等があるか。また、調査を求め指示、監督する場合に対しても適正に行われているか。

(5) 施設の利用促進等において指定管理における効果等はどうか。

(6) 指定管理者は、施設の管理運營業務に係る事業の実施について、協定書

のとおり適切に実施しているか。指定管理者からの業務報告等の義務の履行は適切に行われているか。

6 監査の結果

【負担金補助等】

(1) 前述の監査方針及び着眼点により監査を実施した結果、これらの事務処理及び財務に関する事務並びに事業の管理については、全体としては、おおむね適正に執行されているものと認められた。

各会計の令和2年10月31日現在における執行状況は、別表1及び別表2のとおりである。その年度により事業内容、事業費等が相違しているものもあり、一概に比較はできないが、予算執行率について前年度との比較は、次のとおりである。

ア 一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計全体の執行率

負担金補助等	令和2年度	令和元年度	増減率
	69.6%	58.7%	10.9%

イ 会計別の執行率

	令和2年度	令和元年度	増減率
一般会計	86.9%	69.6%	17.3%
特別会計	53.2%	55.2%	△2.0%
水道事業会計	11.8%	14.0%	△2.2%
下水道事業会計	22.5%	—	皆増

上の表のとおり、一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計全体の負担金補助等の執行率は69.6%であり、前年同期の執行率は58.7%で、前年度と比較すると、10.9ポイント上回っている。

なお、予算の執行率については、費目により予算の事務・事業が達成され完了していても、予算残額があるために100%の執行率になっていないもの、申請時期、手続き等、一部の特殊な事情のある費目を除いては、各事務・事業とも大半のものはほぼ順調に進捗しているといえる。

(2) 留意事項

改善を要すると思われる事項については、監査時において個別に要請したところであるが、次の諸点については今後の事務・事業の執行時に特に留意されたい。

ア 前年度指摘事項について、一部未対応や、予算不執行により確認ができなかった事項があり、今後の決算審査等において改めて確認するので、必ず対応されたい。

イ 長期にわたり補助金を交付しているものについて、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付団体等の自己努力による対応の負担が可能ではないか、交付団体等の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどを精査し、補助金制度の有効で適正な運用を図られたい。

ウ 事業費に比して必要以上に繰越金のある団体等については、実態を把握し、妥当性、必要性などを慎重に審査し、補助額の見直し又は当該補助事業自体の見直しをする等適切に執行されたい。

エ 事業実施にあたり、物品の購入や事業の請負等に係る契約行為を伴うものについては、契約相手の選定に当たり、複数の者から見積書を徴取する等、費用の低減に努めるよう交付団体等に対しても指導されたい。特に、毎年開催するイベントにおいては、安全面も考慮しながら、会場設営等における経費削減についても検討されたい。

オ 実績報告書は、事業完了後速やかに提出を求めるとともに、単に受領するだけでなく、事業内容、決算・精算等の事実を確認・把握できる証拠書類により、補助事業の必要性、適正性等を担保するに足りる内容のものが添付されているか必ず精査されたい。また、交付条件等に見合わないものについては、減額又は返還措置を講じられたい。

カ 実績報告書に添付して提出を求めている収支決算書について、事業期間が記載されていないものが多数見受けられたので、受領の際には必ず確認されたい。なお、交付要綱等で様式を定めることにより、手続の透明性の確保や必要事項の記載漏れの防止が期待でき、事務の効率化にもつながることから、様式を定めることが望ましい。要綱等において、交付申請書及び実績報告書の添付書類についても様式化することを検討されたい。

【財政援助団体等監査】

(1) 令和2年度中に指定管理を行わせている公の施設のうちから抽出した次の施設に係る事務について、前述の監査方針の各主眼事項を基準に監査を実施した。

ア 監査対象施設名、指定管理者名、指定区分及び指定期間

施設名	指定管理者名	指定区分	指定期間
千疋体育館	西部ふれあいのまちづくり推進委員会	特定者指名	H29. 4. 1 ～R4. 3. 31
田原ふれあいセンター	田原ふれあいのまちづくり推進委員会	特定者指名	H28. 4. 1 ～R3. 3. 31
桜ヶ丘ふれあいセンター	桜ヶ丘ふれあいのまちづくり推進委員会	特定者指名	H28. 4. 1 ～R3. 3. 31
洞戸老人福祉センター	関市社会福祉協議会	特定者指名	H31. 4. 1 ～R5. 3. 31
道の駅ラステンほらど	株式会社 ラステンほらど	特定者指名	H29. 4. 1 ～R4. 3. 31

イ 令和2年10月31日現在における指定管理料(委託料)に係る執行状況は、次のとおりである。

施設名	指定管理料	執行済額	執行率
千疋体育館	281,000円	281,000円	100.0%
田原ふれあいセンター	3,889,000円	3,889,000円	100.0%
桜ヶ丘ふれあいセンター	4,528,000円	4,528,000円	100.0%
洞戸老人福祉センター	10,041,000円	10,041,000円	100.0%
道の駅ラステンほらど	6,069,000円	6,069,000円	100.0%

ウ 各施設の利用者状況は、次のとおりである。

施設名	令和元年度	平成30年度	平成29年度
千疋体育館	13,052人	12,267人	13,044人
田原ふれあいセンター	10,477人	10,965人	10,787人
桜ヶ丘ふれあいセンター	16,113人	17,086人	16,656人
洞戸老人福祉センター	7,053人	8,096人	8,674人
道の駅ラステンほらど	103,245人	113,313人	128,574人

(2) 留意事項

各施設に係る指定管理料について、おおむね適正に執行されているものと認められた。また、監査資料ほか各施設の指定管理に係る基本協定書において定められている管理業務内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次の諸点については、今後の事務・事業の執行時に特に留意されたい。

ア 提出書類については、基本協定書の内容と照合し、不足する書類や記載内容等について注意喚起するなど指導されたい。特に、ふれあいセンターにおいては、基本協定に基づき、事業報告書には課題分析と自己評価についても記載させるよう指導されたい。

イ 収支決算書については、単に受領するだけでなく、内容についても確認し、必ず審査されたい。また、収支決算書の記載について、監査の実施日を事業年度内の期日としているところが見受けられた。本来、事業年度が終了していない場合、年度末監査はできないので、期間満了日以後の期日において監査をされるよう指導されたい。

ウ 共通した基本協定書を使用するのではなく、業務内容に合わせた項目に見直す等、施設ごとの基本協定書を作成し、運用されたい。

【工事技術監査】

工事技術監査の結果については、別紙のとおりである。

別 紙

令和2年度工事技術監査（調査）の結果について

- 1 実施日
令和3年1月8日
- 2 監査（調査）対象工事
刃物ミュージアム回廊整備事業 外構工事
- 3 工事技術調査業務委託機関及び調査技術者
公益社団法人 大阪技術振興協会 松谷 孝広 技術士

- 4 監査（調査）の方法
工事請負契約書、設計図書等の書類調査及び現地調査

- 5 工事概要
刃物に関する歴史文化・技術・ニーズ情報などを受発信して刃物生産者と消費者の交流を促進するとともに、「刃物のまち関」を五感「つくる・買う・食べる・学ぶ・みる」で楽しむことのできるエリアの構築を目的とするものであり、本工事は外構工事である。

- (1) 工事場所 関市平和通 地内

- (2) 工事内容

敷地造成工 残土処理	V=1,200 m ³
舗装工	
表層工（再生密粒As13, t=5cm）	A=2,230 m ²
路盤工（RC40, t=15cm）	A=2,230 m ²
縁石工 地先境界ブロック	L=40 m
区画線ほか	
実線	L=630 m
ゼブラ	L=120 m
矢印・記号	L=101 m
車止めブロック	N=31 箇所
バリカー埋込式	N=8 箇所
排水工	
自由勾配可変側溝（横断用）300・700	L=18 m
自由勾配可変側溝（縦断用）300・700	L=32 m
管渠（φ200～400）	L=100 m
雨水マンホール（1号）	N=5 箇所

PU樹 (300・400)	N=3 基
VS樹 (300・600・700)	N=4 基
附帯工	
階段工	N=2 箇所
植栽工 (ヤマブキ・ヤマツツジ)	N=837 本

(3) 工事請負業者

株式会社野田建設

【第1回目で落札】

「指名競争入札10者(4者辞退) 予定価格事前公表 電子入札」

【設計価格の96.4%】

(4) 設計及び工事監理

設計：浦野・大建met設計共同体

工事監理：直営

(5) 事業費

設計金額(税込) 36,623,400円

請負金額(税込) 35,310,000円(うち消費税及び地方消費税3,210,000円)

落札率：96.4%

(6) 工事期間

令和2年8月6日から令和3年1月29日まで

(7) 進捗状況

令和2年11月末日現在

計画出来高 49.3% 実施出来高 56.0%

【計画より5.7%早い】

(8) 工事監督員

総括監督員 産業経済部 観光課 課長 今井田 和也

主任監督員 " " 主幹 美濃羽 典利

一般監督員 " " 主任主査 後藤 慈幸

建設業法第19条の二第2項により、請負業者に監督者の書面通知は適正であった。

6 調査所見

6-1 書類関係

(1) 契約保証及び前払金保証について

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

3,531,000円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は、「関市競争入札等参加者選定要綱」、「関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領」、「関市指名業者選考委員会規程」及び「関市建設工事指名競争入札参加者の指名基準に基づき指名競争入札に付され適正に施行されていた。また、入札は、「関市電子入札実施要領」の規定による電子入札で執行し、予定価格の事前公表は、「関市建設工事等の契約に関する予定価格の事前公表要領」に基づき、適正に施行されていた。

【土木一式工事】

- ・ 指名通知 令和 2 年 7 月 2 0 日
- ・ 入札書受付 令和 2 年 7 月 2 1 日 ～ 令和 2 年 7 月 3 0 日
- ・ 開札日 令和 2 年 7 月 3 1 日

見積期間：令和 2 年 7 月 2 1 日～令和 2 年 7 月 3 0 日であった。(10 日間)
建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 1 項 3 に規定された予定価格 5,000 万円未満の必要な見積期間（中 10 日以上）必要であり、適切であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、『公共工事請負契約約款』に基づき適切に整備されていた。

(4) 建設業退職金共済に関する書類

建設業退職金共済制度への加入がなされているが、掛金収納書（原本）が添付されていない。未購入であった。

理由書を添付していたが、受注者の証紙必要性というより、協力業者へ配布が肝要である。受注者への指導をお願いします。

大手建設業者も自社退職金制度がある。しかし、国の制度であり証紙購入し、協力会社への加入指導及び配布を積極的に行うことが、建設業の発展に資する目的を理解し購入している。

工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をお願いします。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不必要か等の確認もお願いします。

建退共の証紙購入費は、現場管理費の率計上されている。

2) 現場管理費

(1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(3) 租税公課

固定資産税，自動車税，軽自動車税等の租税公課。ただし，機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く

(4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く），工事保険，組立保険，法定外の労災保険，火災保険，その他の損害保険の保険料

(5) 従業員給料手当

現場従業員の給料，諸手当（危険手当，通勤手当，火薬手当等）及び賞与。ただし，本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者，世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

※ 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(5) 工事保険契約

労災保険、法定外労災補償、賠償責任保険等に受注者が加入しているとのことである。各保険関係の確認を行って頂きたい。「関市工事請負契約約款」第59条（火災保険等）その他保険に付した場合は、第2項より、「提示」第3項に「直ちにその旨を甲に通知」と記されている。

6-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計

【設計方針】

◆刃物ミュージアム回廊修景整備計画に基づく整備計画

- ・利用者の大半は自動車による移動であり、また、団体バス利用に対応できるよう回廊全体の共通駐車場を計画する。

ア 設計図書

設計図書は、「浦野・大建m e t 設計共同体」にて作成していることを確認した。

本工事の設計図書は、適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	道路設計要領	平成 29 年 4 月	岐阜県県土整備部
2	舗装設計施工指針	平成 18 年度版	日本道路協会
3	道路構造令の解説と運用	平成 27 年 6 月	日本道路協会

(2) 工事積算

【設計でのコスト縮減】

◆工事における社会的コストの低減（再生資材活用の促進）

ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された「浦野・大建m e t 設計共同体」によって、「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

イ 値入について

岐阜県県土整備部発行の「令和 2 年度実施設計書に使用する単価表」及び市販の「建設物価」「積算資料」を使用し、関市積算ソフトにて職員が積算していた。

また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数 3 者以上の徴収がなされていた。見積り比較を経て、本工事の採用単価として積算されていた。

適正であった。なお、見積り比較表を整え、採用単価内訳書記載凡例も整え、明確にしており、適正であった。

【積算参考図書】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	国土交通省土木工事標準積算基準書	令和2年度	一般財団法人 建設物価調査会
2	令和2年度実施設計書に使用する単価表	令和2年度	岐阜県県土整備部
3	月刊 建設物価	令和2年7月	一般財団法人 建設物価調査会
4	月刊 積算資料	令和2年7月	一般財団法人 建設物価調査会

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適切に算出、作成、整備され適正であった。

単価適用年月（令和2年7月1日）設計書表紙に記載し、根拠が明確であった。

6-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

諸官庁への届出は、労働基準監督署等への届出書類が確認できなかった。

適切な指導をお願いする。また、「労災保険関係成立票」を掲示しているため、労働基準監督署への届出（適用事業所設置届）等の提出確認を行って頂きたい。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報システム）登録が行われていた。関連書類は適正に整備・保管されており、適正であった。

(3) 設計図書の照査

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により「公共工事請負契約約款」に基づき設計図書の照査を行う必要がある。岐阜県の設計照査ガイドラインに沿い、提出させて頂きたい。本工事は、「打ち合せ簿」を通じ提出されていた。岐阜県の所定様式があれば、利用させること。

(4) 工程管理及び履行報告書

施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

出来高管理として、前月までの工事施工出来高工程曲線を併記させ、工程管理を行っていた。適正であった。

(5) 施工計画書

施工計画書は、本工事内容に沿って記述させ、適切に作成させていた。

施工計画を活用し、段階確認立会、材料承認など、監督員の検査チェックをシステムチックに管理しており、適正であった。

(6) 現場代理人、主任技術者届

現場代理人・主任技術者届及び関係書類を確認した。適切であった。

(7) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図及び施工体制台帳は、適正に提出させ、整備・保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

竣工時に施工体制台帳（2 次以降の請負契約の写し等）を提出させる必要がある。

竣工段階で再確認をお願いします。また、工事請負契約の注文書・請書に「法定福利費」の項目計上の指導をすることを元請け業者に指導をお願いします。

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられている。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項三、施行規則第 28 条)

【参考】(法第 40 条の 3、規則第 26 条第 2 項三、規則第 28 条)

建設業法が、一部改訂され、令和 2 年 10 月 1 日より次頁に示す内容が義務化された。今後、建設業者への指導をお願いします。

※令和 2 年 10 月 1 日より

建設業法及び入契法の一部改訂に伴い

建設業法第 40 条（標識の掲示）

新法では、工事現場における下請の建設業許可証の掲示義務が緩和された。従って、

今後の掲示を関市として統一周知させることが望ましい。

また、施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化された。建設キャリアアップシステム（CCUS）登録を促すことが必要となった。

国土交通省は社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位での加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する。

元請は下請に対し、下請と個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請負通知書の提出を求め、施工体制台帳に反映させる。8月29日まで意見を募り10月1日に適用する。

10月1日施行の改正建設業法では、これまで任意だった作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置きを義務付ける。

これを契機に、国交省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改正する。CCUSに登録された情報を活用し、効果的に社会保険加入を確認・指導することを原則とする。

ガイドラインは元請が新規入場者を受け入れる際、作業員名簿で各作業員の社会保険欄を確認するとしている。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUSに登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記。

この場合、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる。

一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を求める。

一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

このほか作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースを列举。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

(8) 工事材料関係の書類

使用資材製品届などは工事請負者から監督員に提出され、適正に整備されていた。

工事材料承諾願や工事材料確認願などは工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。適正であった。

(9) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施されていた。適正であった。

(10) 検査及び品質管理について

工事材料使用承諾願は、施工業者より提出させていた。

書面から判断して特に問題は認められない。

6-4 建設廃棄物処理及び残土に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、施工中で確認できなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

(3) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「**建設リサイクルデータ統合システム-COBRIS**」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、電子媒体にて提出させて頂きたい。

「建設副産物情報交換システム工事登録証明」（一般財団法人 日本建設情報総合センター）登録工事IDが確認できなかった。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省) より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について
平成30年3月31日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知されました。これを受けまして、平成30年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・ 工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・ 建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・ 特記仕様書などで、入力を義務づけられる。・ インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

6-5 安全管理に関する書類

(1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT（危険予知訓練）記録など安全管理に対する書類は適正であった。

すべてを確認することが出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことである。

(3) 建設機械に取扱者名を明示させること。

【建設機械施工安全マニュアル-国土交通省 総合政策局建設施工企画課】

建設機械の使用・取扱いにあたっては、その機械に定められた有資格者・取扱い者以外の使用を禁止し、当該建設機械には有資格者・取扱い者を明示する。

(4) 機械等の持ち込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人による労働災害のおそれのある機械（防爆構造の電気 機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等）の持ち込み状況の把握を行う必要があり、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させて頂きたい。

【参考】

協力業者が作成する安全書類や作業所毎の作業員情報の管理については、従来から効率化や合理化が求められてきた。安全書類（通称：グリーンファイル）は「全建統一様式」が制定されており書式を用いる場合が多い。

例えば、労働安全衛生法に関わる主な安全書類は、①「作業員名簿」、②「免許、資格証の写」、③「持込機械等（移動式クレーン、車両系建設機械等）使用届」、④「持込機械等（電動工具、電気溶接機等）使用届」、⑤「危険物・有害物持込使用届」、⑥「火気使用願」、⑦「安全衛生管理計画書」等がある。

7 現場施工状況調査における所見

現場は、分かり易い「工事概要看板」を掲示していた。

作業員は、一般車両優先徹底の意識を図り、工事占用等は、十分留意し施工していた。

- (1) 本工事は、路盤整形「モーターグレーダー」ICT（情報化施工）の創意工夫を実施していた。生産性向上に努めた現場努力が評価に値する。
- (2) 現場事務所及び工事現場は、資材等が整然とし良く管理できた状態であった。品質の適切性が確認できた。

(3) 建設業法等による工事現場掲示物等において、不備があったので請負業者への指導をお願いします。

8 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から監査時までの書類は良く整備されていた。監督員の工事請負業者への適切な指導の表れと思われる。

今回は、サンプリング監査であったため、細部まで確認することはできなかったが、細かい所まで現場工事管理は、徹底、指導がなされていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

残工事は、表層工及び区画線工等である。舗設は大型重機による施工となり、重大災害の危険要因が高い。十分な安全管理徹底に努めて頂きたい。

工事完成まで気の緩みなきよう、今以上の安全管理及び品質管理の徹底指導
を行い無事故、無災害で完成をお願いします。

文書中の

.....部分は、留意事項

.....部分は、提案及び要望事項

7 監査資料

令和2年度会計別の負担金補助及び交付金予算の執行状況総括表

別表1

(令和2年10月31日現在) (単位:円)

会計別	予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	令和元年10月末執行率(%)	比較増減(ポイント)
一般会計	16,832,784,100	14,622,815,674	2,209,968,426	86.9	69.6	17.3
特別会計	17,649,976,000	9,390,219,306	8,259,756,694	53.2	55.2	△2.0
水道事業会計	3,913,000	460,720	3,452,280	11.8	14.0	△2.2
下水道事業会計	2,416,980	542,760	1,874,220	22.5	—	皆増
合計	34,489,090,080	24,014,038,460	10,475,051,620	69.6	58.7	10.9

令和2年度 一般・特別・水道事業・下水道事業会計の負担金補助及び交付金予算の執行状況

別表2

(1) 一般会計

(令和2年10月31日現在) (単位:円)

款	項	目	節				摘要	
			18 負担金補助及び交付金					
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)		
1 議会費			3,455,000	3,189,800	265,200	92.3		
	1 議会費		3,455,000	3,189,800	265,200	92.3		
		1 議会費		3,455,000	3,189,800	265,200	92.3	
2 総務費			9,515,392,000	9,184,485,862	330,906,138	96.5		
	1 総務管理費		9,454,283,000	9,167,246,781	287,036,219	97.0		
		1 一般管理費		7,649,000	1,884,400	5,764,600	24.6	
		2 企画広報費		8,924,006,000	8,785,790,000	138,216,000	98.5	
		3 行政管理費		148,000	40,000	108,000	27.0	
		4 情報化推進費		24,867,000	6,215,070	18,651,930	25.0	
		5 交通安全対策費		6,965,000	3,141,000	3,824,000	45.1	
		7 財産管理費		10,171,000	8,515,000	1,656,000	83.7	
		8 契約検査費		3,935,000	3,777,615	157,385	96.0	
		9 まちづくり推進費		148,412,000	129,280,897	19,131,103	87.1	
		10 地域振興費		2,414,000	314,000	2,100,000	13.0	
		11 総合交通対策費		325,529,000	228,209,599	97,319,401	70.1	
		12 会計管理費		2,000	2,000	0	100.0	
		13 公平委員会費		149,000	42,000	107,000	28.2	
		14 固定資産評価審査委員会費		36,000	35,200	800	97.8	
	2 徴税費			4,961,000	3,697,781	1,263,219	74.5	
		2 賦課徴收費		4,961,000	3,697,781	1,263,219	74.5	
	3 戸籍住民基本台帳費			55,555,000	13,206,000	42,349,000	23.8	
		1 戸籍住民基本台帳費		55,555,000	13,206,000	42,349,000	23.8	
4 選挙費			115,000	47,300	67,700	41.1		
	1 選挙管理委員会費		115,000	47,300	67,700	41.1		
5 統計調査費			257,000	250,000	7,000	97.3		
	1 統計調査総務費		257,000	250,000	7,000	97.3		
6 監査委員費			221,000	38,000	183,000	17.2		
	1 監査委員費		221,000	38,000	183,000	17.2		

款	項	目	節				摘 要	
			18 負担金補助及び交付金					
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)		
3	民生費		1,509,769,000	1,293,302,616	216,466,384	85.7		
	1	社会福祉費	26,148,000	19,754,216	6,393,784	75.5		
		1	社会福祉総務費	13,007,000	10,116,700	2,890,300	77.8	
		2	福祉医療費	6,285,000	6,231,816	53,184	99.2	
		3	障がい者福祉費	6,060,000	2,914,700	3,145,300	48.1	
		4	障がい者自立支援費	20,000	0	20,000	0.0	
		5	地方改善費	766,000	481,000	285,000	62.8	
		6	国民年金事務費	10,000	10,000	0	100.0	
	2	高齢福祉費	886,280,000	846,398,600	39,881,400	95.5		
		1	高齢福祉総務費	2,304,000	1,213,997	1,090,003	52.7	
		2	在宅老人福祉費	38,965,000	4,806,142	34,158,858	12.3	
		3	生涯現役促進費	19,670,000	19,108,000	562,000	97.1	
		4	後期高齢者医療費	825,341,000	821,270,461	4,070,539	99.5	
	3	児童福祉費	596,503,000	427,079,600	169,423,400	71.6		
		1	児童福祉総務費	482,173,000	369,670,202	112,502,798	76.7	
		2	保育所運営費	99,275,000	45,110,268	54,164,732	45.4	
		3	保育所費	1,633,000	989,130	643,870	60.6	
		4	母子福祉費	8,610,000	8,652,000	△42,000	100.5	
		5	児童発達支援センター費	4,812,000	2,658,000	2,154,000	55.2	
	4	生活保護費	838,000	70,200	767,800	8.4		
		1	生活保護総務費	838,000	70,200	767,800	8.4	
4	衛生費		1,270,653,000	766,400,749	504,252,251	60.3		
	1	保健衛生費	480,489,000	78,093,649	402,395,351	16.3		
		1	保健衛生総務費	111,705,000	24,335,520	87,369,480	21.8	
		2	予防費	28,899,000	7,711,262	21,187,738	26.7	
		3	市民健康づくり対策費	820,000	520,000	300,000	63.4	
		4	環境衛生費	52,476,000	44,526,867	7,949,133	84.9	
		5	墓地公園費	1,000,000	1,000,000	0	100.0	
		6	水道費	285,589,000	0	285,589,000	0.0	
	2	清掃費	790,164,000	688,307,100	101,856,900	87.1		
		1	塵芥処理費	790,164,000	688,307,100	101,856,900	87.1	
5	農林水産業費		287,505,000	157,058,860	130,446,140	54.6		
	1	農業費	91,855,000	40,226,067	51,628,933	43.8		
		1	農業委員会費	529,000	523,000	6,000	98.9	
		3	農業振興費	83,380,000	36,938,618	46,441,382	44.3	
		4	畜産業費	7,946,000	2,764,449	5,181,551	34.8	
	2	林業費	30,046,000	14,537,003	15,508,997	48.4		
		1	林業総務費	30,046,000	14,537,003	15,508,997	48.4	
	3	農地費	162,407,000	99,286,790	63,120,210	61.1		
		1	農地費	162,407,000	99,286,790	63,120,210	61.1	
	4	水産業費	3,197,000	3,009,000	188,000	94.1		
		1	水産業振興費	3,197,000	3,009,000	188,000	94.1	

款	項	目	節				摘要
			18 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
6 商工費			630,880,000 内(71,000,000)	240,144,500 内(41,000,000)	390,735,500 内(30,000,000)	38.1 内(57.7)	※()内は繰越明許費
	1 商工費		630,880,000 内(71,000,000)	240,144,500 内(41,000,000)	390,735,500 内(30,000,000)	38.1 内(57.7)	※()内は繰越明許費
		1 商工総務費	22,750,000	21,245,280	1,504,720	93.4	
		2 工業振興費	244,234,000	72,751,629	171,482,371	29.8	
		3 商業振興費	244,701,000 内(30,000,000)	39,989,591 内(0)	204,711,409 内(30,000,000)	16.3 内(0.0)	※()内は繰越明許費
		4 観光費	119,195,000 内(41,000,000)	106,158,000 内(41,000,000)	13,037,000 内(0)	89.1 内(100.0)	※()内は繰越明許費
7 土木費			2,185,498,000 内(23,800,000)	1,637,348,239 内(12,709,000)	548,149,761 内(11,091,000)	74.9 内(53.4)	※()内は繰越明許費
	1 土木管理費		16,324,000	6,574,505	9,749,495	40.3	
		1 土木総務費	16,324,000	6,574,505	9,749,495	40.3	
	2 道路橋りょう費		39,679,000 内(23,800,000)	14,754,140 内(12,709,000)	24,924,860 内(11,091,000)	37.2 内(53.4)	※()内は繰越明許費
		1 道路橋りょう総務費	1,008,000	898,540	109,460	89.1	
		2 道路維持費	1,871,000	1,146,600	724,400	61.3	
		3 道路新設改良費	36,800,000 内(23,800,000)	12,709,000 内(12,709,000)	24,091,000 内(11,091,000)	34.5 内(53.4)	※()内は繰越明許費
	3 河川費		14,200,000	8,523,594	5,676,406	60.0	
		1 河川総務費	200,000	84,340	115,660	42.2	
		3 河川新設改良費	14,000,000	8,439,254	5,560,746	60.3	
	4 都市計画費		2,114,811,000	1,607,478,000	507,333,000	76.0	
		1 都市計画総務費	47,775,000	7,187,000	40,588,000	15.0	
		4 公園管理費	88,000	80,000	8,000	90.9	
		5 公園建設費	183,000	0	183,000	0.0	
		6 土地区画整理費	45,372,000	211,000	45,161,000	0.5	
		7 下水道費	2,021,393,000	1,600,000,000	421,393,000	79.2	
	5 住宅費		484,000	18,000	466,000	3.7	
1 住宅管理費		484,000	18,000	466,000	3.7		
8 消防費			1,297,243,100 内(1,299,100)	1,264,300,985 内(0)	32,942,115 内(1,299,100)	97.5 内(0.0)	※()内は繰越明許費
	1 消防費		1,297,243,100 内(1,299,100)	1,264,300,985 内(0)	32,942,115 内(1,299,100)	97.5 内(0.0)	※()内は繰越明許費
		1 常備消防費	1,226,963,000	1,221,526,000	5,437,000	99.6	
		2 非常備消防費	38,937,000	38,893,535	43,465	99.9	
		3 消防施設費	18,799,100 内(1,299,100)	0 内(0)	18,799,100 内(1,299,100)	0.0 内(0.0)	※()内は繰越明許費
		4 防災対策費	12,544,000	3,881,450	8,662,550	30.9	

款	項	目	節				摘要
			18 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
9 教育費			132,389,000 内(383,000)	76,584,063 内(0)	55,804,937 内(383,000)	57.8 内(0.0)	※()内は繰越明許費
	1 教育総務費		6,947,000	6,856,688	90,312	98.7	
		1 教育委員会費	459,000	445,600	13,400	97.1	
		2 事務局費	42,000	42,000	0	100.0	
		3 学校教育費	839,000	769,088	69,912	91.7	
		4 まなびセンター費	5,607,000	5,600,000	7,000	99.9	
	2 小学校費		15,642,000	14,347,500	1,294,500	91.7	
		1 学校管理費	6,497,000	6,367,900	129,100	98.0	
		2 教育振興費	9,145,000	7,979,600	1,165,400	87.3	
	3 中学校費		6,028,000	4,616,670	1,411,330	76.6	
		1 学校管理費	388,000	224,500	163,500	57.9	
		2 教育振興費	5,640,000	4,392,170	1,247,830	77.9	
	4 高等学校費		7,298,000	7,166,040	131,960	98.2	
		2 高等学校総務費	298,000	166,040	131,960	55.7	
		3 教育振興費	7,000,000	7,000,000	0	100.0	
	5 社会教育費		19,284,000 内(383,000)	17,090,000 内(0)	2,194,000 内(383,000)	88.6 内(0.0)	※()内は繰越明許費
		1 社会教育総務費	4,604,000	4,526,000	78,000	98.3	
		2 公民館費	254,000	254,000	0	100.0	
		4 文化振興費	13,422,000 内(383,000)	12,306,000 内(0)	1,116,000 内(383,000)	91.7 内(0.0)	※()内は繰越明許費
		5 文化会館費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
		6 自然の家管理費	4,000	4,000	0	100.0	
	6 保健体育費		77,190,000	26,507,165	50,682,835	34.3	
		1 スポーツ推進費	66,197,000	17,716,000	48,481,000	26.8	
		2 スポーツ施設費	8,000	0	8,000	0.0	
		3 学校給食費	13,000	0	13,000	0.0	
		4 学校保健費	10,972,000	8,791,165	2,180,835	80.1	
	一般会計合計			16,832,784,100	14,622,815,674	2,209,968,426	86.9

(2) 特別会計

(国民健康保険特別会計 事業勘定)

(令和2年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			18 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	総務費		1,671,000	1,520,940	150,060	91.0	
	1	総務費	1,671,000	1,520,940	150,060	91.0	
		1 総務管理費	1,638,000	1,487,940	150,060	90.8	
		2 徴税费	33,000	33,000	0	100.0	
2	保険給付費		6,757,868,000	3,061,095,795	3,696,772,205	45.3	
	1	保険給付費	6,757,868,000	3,061,095,795	3,696,772,205	45.3	
		1 療養諸費	5,858,246,000	2,629,230,062	3,229,015,938	44.9	
		2 高額療養費	857,022,000	419,582,301	437,439,699	49.0	
		3 出産育児一時金	33,584,660	9,218,092	24,366,568	27.4	
		4 葬祭費	9,000,000	3,050,000	5,950,000	33.9	
		5 傷病手当金	15,340	15,340	0	100.0	
3	事業費納付金		2,557,972,000	2,557,971,310	690	99.9	
	1	事業費納付金	2,557,972,000	2,557,971,310	690	99.9	
		1 事業費納付金	2,557,972,000	2,557,971,310	690	99.9	
4	保健事業費		5,647,000	1,045,010	4,601,990	18.5	
	1	保険事業費	5,647,000	1,045,010	4,601,990	18.5	
		2 保健事業費	5,647,000	1,045,010	4,601,990	18.5	
国民健康保険特別会計(事業勘定)合計			9,323,158,000	5,621,633,055	3,701,524,945	60.3	

(国民健康保険特別会計 直診勘定)

(令和2年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			18 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	国民健康保険診療所運営費		1,587,000	1,488,200	98,800	93.8	
	1	総務費	1,587,000	1,488,200	98,800	93.8	
		1 施設管理費	1,587,000	1,488,200	98,800	93.8	
国民健康保険特別会計(直診勘定)合計			1,587,000	1,488,200	98,800	93.8	

(財産区特別会計)

(令和2年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			18 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	財産区事業費		46,000	42,650	3,350	92.7	
	1	財産区管理費	46,000	42,650	3,350	92.7	
		1 広見財産区管理費	6,000	4,714	1,286	78.6	
		2 東武芸財産区管理費	18,000	16,474	1,526	91.5	
		3 南武芸財産区管理費	20,000	19,462	538	97.3	
		4 小野財産区管理費	1,000	1,000	0	100.0	
		5 富之保財産区管理費	1,000	1,000	0	100.0	
財産区特別会計合計			46,000	42,650	3,350	92.7	

(中小企業従業員退職金共済事業特別会計)

(令和2年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			18 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1	退職金共済事業費		101,490,000	27,165,119	74,324,881	26.8	
	1	退職金共済事業費	101,490,000	27,165,119	74,324,881	26.8	
		1 事業費	101,490,000	27,165,119	74,324,881	26.8	
中小企業従業員退職金共済事業特別会計合計			101,490,000	27,165,119	74,324,881	26.8	

(公設地方卸売市場事業特別会計)

(令和2年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			18 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1	市場事業費		30,000	0	30,000	0.0	
	1	市場事業費	30,000	0	30,000	0.0	
		1 管理費	30,000	0	30,000	0.0	
公設地方卸売市場事業特別会計合計			30,000	0	30,000	0.0	

(介護保険事業特別会計)

(令和2年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			18 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1	介護保険給付事業費		7,164,480,000	3,380,651,250	3,783,828,750	47.2	
	1	総務費	21,465,000	21,414,238	50,762	99.8	
		1 総務管理費	297,000	246,238	50,762	82.9	
		3 介護認定審査会費	21,168,000	21,168,000	0	100.0	
	2	保険給付費	6,865,000,000	3,246,820,786	3,618,179,214	47.3	
		1 介護サービス等諸費	6,865,000,000	3,246,820,786	3,618,179,214	47.3	
	3	地域支援事業費	278,015,000	112,416,226	165,598,774	40.4	
		1 介護予防事業費	277,000,000	111,954,626	165,045,374	40.4	
		2 包括的支援・任意事業費	1,015,000	461,600	553,400	45.5	
介護保険事業特別会計合計			7,164,480,000	3,380,651,250	3,783,828,750	47.2	

(後期高齢者医療特別会計)

(令和2年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			18 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1	後期高齢者医療事業費		1,059,185,000	359,239,032	699,945,968	33.9	
	2	納付金	1,057,685,000	359,239,032	698,445,968	34.0	
		1 広域連合納付金	1,057,685,000	359,239,032	698,445,968	34.0	
	3	健康保持増進事業費	1,500,000	0	1,500,000	0.0	
		1 健康診査費	1,500,000	0	1,500,000	0.0	
後期高齢者医療特別会計合計			1,059,185,000	359,239,032	699,945,968	33.9	

特別会計合計			17,649,976,000	9,390,219,306	8,259,756,694	53.2	
--------	--	--	----------------	---------------	---------------	------	--

(3) 水道事業会計

(収益的支出)

(令和2年10月31日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘要		
			34 補助金		35 負担金			36 会費負担金	
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)			
1	水道事業費用		3,913,000	460,720	3,452,280	11.8			
	1	営業費用	3,913,000	460,720	3,452,280	11.8			
		2	配水及び給水費	0	3,425,000	0.0			
		4	総係費	460,720	27,280	94.4			
水道事業会計合計			3,913,000	460,720	3,452,280	11.8			

(4) 下水道事業会計

(収益的支出)

(令和2年10月31日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘要
			31 負担金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	下水道事業費用		2,416,980	542,760	1,874,220	22.5	
	1	営業費用	2,416,980	542,760	1,874,220	22.5	
		1	公共下水道管路施設費	0	250,000	0.0	
		2	特定環境保全公共下水道管路施設費	0	250,000	0.0	
		3	農業集落排水管路施設費	0	150,000	0.0	
		5	雨水管路施設費	0	1,212,000	0.0	
		7	公共下水道処理場施設費	197,980	0	100.0	
		12	総係費	344,780	12,220	96.6	
下水道事業会計合計			2,416,980	542,760	1,874,220	22.5	

(注) 本表の執行済額には、未支出額(契約の締結等により額の確定したもの)も含まれている。